

新型コロナウイルス感染症への対応に
関する緊急要望

令和3年（2021年）1月

熊本市長 大西 一史

【内閣官房・経済産業省】

**事業継続のための持続化給付金・家賃支援給付金の継続
及び飲食店等に対する協力金・一時金の拡充について**

緊急要請事項

県独自の緊急事態宣言が発令され、飲食店等の事業者に対し、営業時間の短縮が要請されていることを踏まえ、以下のとおり要望する。

- 一、飲食店等に関連する産業の更なる業績悪化や休業・廃業者の増加が懸念されることから、持続化給付金及び家賃支援給付金を継続すること。
- 二、緊急事態宣言の対象区域と同様の営業時間短縮要請に応じる飲食店へ支給される協力金の上限額を当該区域と同額まで引き上げること。
- 三、飲食店取引先等に支給される一時金について、緊急事態宣言の対象区域に限定せず、当該区域と同様に飲食店への営業時間の短縮要請を実施している自治体等を対象に含めること。

【現状・課題】

- ・本市においては、感染者の急増により、医療提供体制は危機的な状況にある。さらに、中等症や重症患者が増加しており、今後、更なる増加が懸念されている。
- ・昨年12月30日には、熊本県知事から本市中心歓楽街の酒類提供飲食店等に営業時間の短縮が要請され、本年1月10日には、医療体制の崩壊を防ぎ、74万市民の命を守るため、本市独自の「熊本市医療非常事態宣言」を発令した。
- ・また、熊本県の感染状況が国分科会が定める「ステージ4」に該当していることから、本年1月14日から県独自の緊急事態宣言が発令されることとなり、1月18日から2月7日までの間、県全域の全飲食店において、営業終了時刻を午後8時とするなど、感染防止対策が強化されているところ。
- ・いわゆる「第三波」に伴う社会・経済活動の縮小により、営業時間の短縮を余儀なくされる飲食業をはじめ、観光関連産業などの幅広い業種で業績悪化が懸念される。

- ・このため、感染拡大の防止と経済活動の両立に向けて、地域経済を支える中小企業、小規模事業者等の事業継続を支える持続化給付金及び家賃支援給付金の継続を要請する。
- ・また、営業時間短縮要請に応じる飲食店への協力金及び飲食店取引先等に支給される一時金について、国による緊急事態宣言の対象区域と同等の措置を講じることを要請する。

【客観的根拠】

熊本市内企業業況判断調査（利益 DI）

・調査概要

- 調査対象企業数 458社（うち回答企業数：146社）
- 調査時点 令和2年10月31日から同年11月20日まで
- 利益 DI 「増加」の回答構成比－「減少」の回答構成比

- ・令和2年（2020年）4-6月期以降、全ての産業において、利益 DI のマイナス水準が続いている。
- ・10-12月期は、対前期で回復の傾向が見られるものの、依然としてマイナス水準であり、また、令和3年（2021年）1-3月期の先行きが更に回復する見通しの産業はなく、引き続き、全産業で厳しい経営になるものと想定される。
- ・また、昨年12月30日より熊本県知事から飲食店等の事業者に対し、営業時間の短縮が要請されたことから、飲食業などの対個人サービス業等で更なる業績悪化が懸念される。

	R2年(2020年)				R3年(2021年)	
	4-6月期	7-9月期	10-12月期	対前期	1-3月期 (先行き)	対前期
全産業	▲ 62	▲ 54	▲ 37	+17	▲ 44	▲ 7
製造業	▲ 50	▲ 64	▲ 38	+26	▲ 52	▲ 14
食料品	▲ 55	▲ 58	▲ 33	+25	▲ 33	+0
食料品以外	▲ 47	▲ 70	▲ 42	+28	▲ 69	▲ 27
非製造業	▲ 64	▲ 52	▲ 37	+15	▲ 43	▲ 6
建設業	▲ 33	▲ 26	▲ 32	▲ 6	▲ 42	▲ 10
生産財卸売業	▲ 71	▲ 85	▲ 83	+2	▲ 83	+0
消費財卸売業	▲ 40	▲ 25	▲ 11	+14	▲ 11	+0
小売業	▲ 81	▲ 44	▲ 5	+39	▲ 10	▲ 5
運輸業	▲ 71	▲ 83	▲ 83	+0	▲ 83	+0
対事業所サービス業	▲ 58	▲ 48	▲ 35	+13	▲ 43	▲ 8
対個人サービス業	▲ 94	▲ 80	▲ 47	+33	▲ 53	▲ 6

〔出所〕 公財）地方経済総合研究所「熊本市内企業業況判断調査」より作成